

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇨ 簡易課税選択届出書の提出時期

Q : 当社は、3月決算の法人です。前期の課税売上高が2千万円だったので、今年の改正により来期から、新たに消費税の課税事業者になります。簡易課税の適用を受けたいのですが、どのような手続きをすればよいのでしょうか

A : 来期末までに、所轄の税務署に、消費税簡易課税選択届出書を提出すれば、課税事業者1年目である来期から、簡易課税制度の適用を受けることができます。

【解説】

今年の改正により、消費税の免税点が3千万円から1千万円に引き下げられると同時に簡易課税の適用要件についても、基準期間（前々事業年度）の課税売上高が5千万円以下（改正前は2億円）とされました。

したがって、御社の場合は、15年3月期の課税売上高が2千万円ですから、来期（平成17年3月期）は、消費税の課税事業者となりますし、また簡易課税も選択すれば適用を受けることができます。簡易課税の適用を受けるためには本来、適用を受けようとする事業年度開始の日の前日（今期末）までに届出書を提出しなければならないのですが、この改正により経過措置として、適用を受けようとする事業年度中（来期末）に、簡易課税選択届出書を提出すればよいこととされています。

なお、業績不振で赤字のときや、多額の設備投資をしたときには、簡易課税を選択すると不利になる場合もあります。またいったん簡易課税を選択すると2年間は継続適用しなければなりませんので慎重な検討が必要です

